

「はじめに」でも述べましたように、働くことは、「生きがい」や「人生の充実」をもたらしてくれるものであり、私たちの人生にとってなくてはならないものです。他方、現に働く上での様々なトラブルや問題が起こっており、特に職業生活の初期を経験する若者にとって、その後の人生に大きく影響を与える可能性があるとともに、時には非常に深刻な事態に陥ることもあります。

具体的には以下のような状況があることを踏まえ、私たちは、特に高校生を含む若者に労働法や制度(ワークルール)に関する教育を進めて行く必要があると考えます。

なお、労働法教育の必要性の根拠はここに挙げたことに限られないと思われますので、これらを土台に、ぜひ関係者間で考えたり議論したりしてさらに深めていただき、広く関係者に、またそれ以外の方々にもその必要性の認識が広がればと思います。

### (1) 高校生等のアルバイトに関する問題の深刻さ

#### ①厚生労働省調査(平成27年度)の結果

平成27年12月から平成28年2月にかけて厚生労働省が行った調査(アルバイト経験のある1,854人の高校生が回答し、アルバイトの業種等の多い順として、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、チェーンの飲食店、その他販売)の結果は以下のようになっています。それらの高校生の多くがアルバイトでトラブルにあっていること、労働法や制度の理解が十分でないことや、身近な人に相談して済ませてしまったり、泣き寝入り(我慢して働き続ける、辞める)をしてしまったりしていることなどが分かりました。

- ・労働条件確保の基礎である「労働条件明示」を受けていない
    - 60.0%が、労働条件通知書等を交付されていないと回答
    - 労働条件について、口頭でも具体的な説明を受けた記憶がないとの回答が18.0%
  - ・少なくとも約3分の1が何らかのトラブルにあっていると回答
    - 32.6%が、労働条件等で何らかのトラブルがあったと回答(なお、未回答が32.7%あった)
  - ・どのようなトラブルにあっているか
    - トラブルの中では、シフトに関するものが最も多いが、中には、賃金の不払いや、満18歳未満に禁止されている深夜労働、休日労働など、法律違反のおそれがあるものも
  - ・労働法の理解度(法定労働条件等の認識)
    - 認識が低かった順に、いわゆる36協定の締結・届出(5.8%)、労働基準監督署に相談が可能であること(7.9%)、解雇予告(10.1%)、減給制裁の制限(15.2%)、等
    - 年少者の時間外労働や深夜労働の禁止(45.5%)、最低賃金の支払い(42.1%)、休憩時間の付与(36.8%)、賃金の支払い(34.2%)については認識が比較的高かったが、それでも半数にも満たない状況
  - ・相談の問題
    - アルバイトで困ったことがあった時の相談先は、家族に相談(30.7%)、知人・友人(26.1%)など身近な人に行っている割合が多い
      - ※そこから解決や専門の相談窓口などにつながっていればよいが、そうならない可能性も低いのではないか
    - 行政機関等の専門の相談窓口相談した割合は非常に低く計0.7%
    - アルバイトを辞めた(5.2%)、何もしなかった(5.1%)との回答も認められ、「泣き寝入り」と思われる状況も
- ※より詳しくは以下のリンク先の情報へ

「高校生に対するアルバイトに関する意識等調査結果について(平成28年5月18日)」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000124502.html>

## 第2章：若者への労働法や制度(ワークルール)に関する教育の必要性

### ②学生等のアルバイトにおける深刻な事案

厚生労働省では、平成28年度から、4月1日から7月31日(特に多くの新入学生がアルバイトを始める時期)にかけて、全国の大学等と連携し「『アルバイトの労働条件を確かめよう』キャンペーン」を全国で実施していますが、その中で大学生等からあった主な相談内容は以下のようなものです。

- ・大学等へ出張相談で判明した事例や労働基準監督署に相談のあった事例
- アルバイト先で、店長から指示されてタイムカードを打刻した後も働かされ、その分の賃金を支払ってもらえない
- アルバイト先を辞めようとしたところ「代わりを連れてこないと損害賠償を求めると言われ、退職を認めってもらえない
- 8時間以上働いても、休憩時間が20分も取れない
- 業務命令で、業務に必要な研修を受けたのに、その分の賃金がもらえない
- 特定の社員から暴言を吐かれるなどの嫌がらせを受けている など

### (2) 長時間労働が疑われる事業場について

厚生労働省では、各種情報から時間外・休日労働が1か月当たり80時間を超えると考えられる事業場や長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対し、労働基準監督署による監督指導を行っています。

令和3年度においては、32,025事業場に対して監督指導を実施し、34.3%に当たる10,986事業場に対して、違法な時間外労働について、是正・改善に向けた指導を行いました。

※長時間労働が疑われる事業場に対する令和3年度の監督指導結果

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_27109.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27109.html)

### (3) 個別労働紛争について

働く個人(労働者)と事業主(使用者)との間における、解雇、雇止め、賃金の引き下げ、配置転換などの労働条件や、いじめ・嫌がらせなどの職場環境に関する紛争を「個別労働紛争」といいます。それらを含む相談(総合労働相談(\*1))の件数は15年連続で100万件を超え、その件数は多くなっています。

このように働く個人が事業主と問題解決をしなければならないことも少なくないため、働く側も詳しく労働法や制度について知っていた方がよい、ということが言えます。

- ・ 総合労働相談件数 1,248,368件(令和4年度、前年度比0.5%増)  
→うち民事上の個別労働紛争(\*2)相談件数 272,185件(令和4年度、前年度比4.2%減)
- ・ 総合労働相談のうち、民事上の個別労働紛争の相談内容では「いじめ・嫌がらせ」が69,932件と、11

年連続で最多

- \*1 「総合労働相談」：都道府県労働局、各労働基準監督署内、駅近隣の建物など379か所(令和5年4月1日現在)に、あらゆる労働問題に関する相談にワンストップで対応するための総合労働相談コーナーを設置し、専門の相談員が対応
- \*2 「民事上の個別労働紛争」：労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争(労働基準法等の違反に係るものを除く)。

※より詳しくは以下のリンク先へ

「個別労働紛争解決制度(労働相談、助言・指導、あっせん)」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/newpage\\_00132.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/newpage_00132.html)

### (4) 若者が社会に出た後の実態について

例えば、令和4年3月の大学(学部)卒業者で見ると、卒業後、大半は正規の職員等(雇用期間の定めのない会社員など)として就職をしています。雇用期間が1年未満の有期雇用労働者(パート、アルバイトなど)、臨時労働者、進学も就職もしていない者も約11%になっています。

また、厚生労働省の調査によれば、平成31年3月卒の若者のうち、高卒で35.9%、短大等卒で41.9%、大卒で31.5%が就職後3年以内に離職しています。

#### ①若者の雇用形態や働き方の実態

大学(学部)卒業者(令和4年3月)について見ると、就職者等(無期雇用労働者、自営業主等)となった者は74.5%ですが、一時的な仕事に就いた者(1か月以上1年未満の有期雇用労働者及び臨時労働者)が1.9%、また進学も就職もしていない者が9.4%となっています。

※より詳しくは以下のリンク先へ

文部科学省ホームページ「学校基本調査—令和4年度結果の概要—」

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/toukei/chousa01/kihon/kekka/k\\_detail/1419591\\_00007.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/kekka/k_detail/1419591_00007.htm)

#### ②若者の離職状況(新規学卒就職者の在職期間別離職率)

学歴別就職後3年以内離職率(平成31年3月卒)は以下のとおりです。

→高 卒 35.9% (1年目:16.3%、2年目:10.1%、3年目:9.6%)

→短大等卒 41.9% (1年目:17.8%、2年目:11.8%、3年目:12.3%)

→大 卒 31.5% (1年目:11.8%、2年目:9.7%、3年目:10.0%)

※より詳しくは以下のリンク先へ

厚生労働省ホームページ「新規学卒者の離職状況」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137940.html>